

第61回京都大学 11 月祭における全面禁酒に至るまでの全学実の議論のまとめ

11 月祭事務局

これまで過去三回の全学実行委員会の中で全面禁酒についての議論を重ねてきた。以下では、これまでに挙げた論点を中心として議論をまとめる。なお、矢印で示したものは事務局の見解である。

全体について

(ア)前夜祭についても全学実で決定したルールが適用されるのか。

→前夜祭は応援団の管轄であり、全学実で扱うことはしない。

(イ) 全面禁酒については、第 61 回のみの適用か。

→そのように考える。

- ・ これからも規制が続くとは考えづらい。
- ・ 今年全面禁酒にしてインパクトを与え、来年度以降ゆるめていけばよいのでは？
- ・ 近年の当局の対応を見ていると一度通ってしまった規制を撤回させることは不可能だと思う。

(ウ) 11 月祭の参加者というのは

→基本的に 11 月祭会場内にいる人すべてを指す。

禁酒の是非について(反対・代替意見)

(エ)大学に対して引き続き打診し、学生主体で決めるべきだ。

→大学に提案した部分的禁酒の内容は、かなり厳しい規制案であったが全て突き返された。

(オ)全面禁酒を宣言することは、飲酒事故が起こった場合の責任逃れにしかならないのであり、それよりも実際に飲酒事故を減らすことが重要だ。

(カ)東京大学ではアルコールパスの発行など、全面禁酒にしなくてもうまくいっている事例はあるが。

- ・ 持込み酒については解決できない。
- ・ 状況が異なるので、京都大学でもうまくいくとは限らない。
- ・ 学べる部分はあるはずだ。

(キ)大人数で見回りするなど他の解決策はまだある。

- ・ 昨年は騒いでいる泥酔者を止められなかったのが悪かった。それを止めるには数の力でおさえるのが良い。見回りの強化をしたい。
- ・ 昨年度ボランティアを募集したが集まらなかった。

- ・ 昨年度集まらなかったのは広報が足りなかったからだ。昨年知っていた人は？→2人挙手
 - ・ では出席者の中に参加する意思のある人はいるか？→多数
- 声掛けでは実効性がない。酒そのものを禁止したうえで見回りについては考えたい。

(ク) 部分禁酒という制度では飲酒に対する注意を行うことが困難すぎて実質的に不可能であるが、全面禁酒ならそのようなことはない。

(ケ) 飲酒に関して問題行動があるのは特定のサークル集団であり、各サークルに注意喚起等すればよいのではないか。

→昨年度も企画説明会等で注意喚起を行なった。

(コ) 飲酒を適度に楽しむ人もいる中で、自分でコントロールできない人がいることが問題である。そういう人に対しては、酒を取り上げるのではなく、自己管理させなければ本質的な解決にはならない。

→そのような者たちによって運営に支障が出ている。コントロールできない人に対しては全面禁酒以外に有効な手段はないと考える。

(サ) 部分的な規制をつくるなど全面禁酒以外の道はないのか。急進的過ぎる。

- ・ 雰囲気を変えるため対策可能な一番厳しい形での規則を設けることで、全面禁酒を避けられないか。
 - ・ 一昨年度・昨年度と部分禁酒は進められているため、雰囲気を変えるためのインパクトとして部分禁酒では弱い。毎年被害を出しながら規制に進めていくよりも、今年全面禁酒で強いインパクト与えるべきだ。
 - ・ 部分禁酒について大きな効果がなかったと、一昨年度・昨年度の本祭後の全学実にて確認済。
- 会場内に酒がある状態が、雰囲気に悪影響を与える。厳密な規則を敷いた上での部分禁酒を試みたとし、抜け道が考えられる。

(シ) 大学が教室やグラウンドの借用を認めないと言っている以上、全面禁酒にしなければならないのではないか。

(全面禁酒反対の人に対して)

→事務局は大学の意見とは独立して全面禁酒が必要と考えている。

全面禁酒の懸念点

(ス) 全面禁酒にすることで、構外で飲んで救急搬送される人が増えるのではないか。

→そういった人たちの中には、おそらく11月祭はお酒を飲んでもいい場であり、羽目を外してもいいといった認識を持っている人もいるのではないか。事務局としてはそういった11月祭の印象の変化が必要だと考える。逆に、外で飲む人がいることを懸念して、構内での飲酒を許可し、その結果11月祭本部スタッフが泥酔者の介抱をするようでは本末転倒である。

(セ)全面禁酒にすることで、隠れて飲んでいるとかえって発見しづらいのではないか。

→全面禁酒によって泥酔者の数が昨年度以上に増えることはないと考えられる。したがって、隠れている人を発見するためにより多くの労力を割くことができるようになると考えている。

近年の状況について

(ソ) 過去3年参加してきたが、飲酒については良くない状況が続いていると思う。去年は嘔吐による汚損はあったか？

→グラウンドやトイレの汚損・トイレ便器の破損を確認している。

(タ) 初めて飲んで泥酔する人の方が多いのではないか。泥酔するのは経験値が浅いからではないか。

→2年連続で泥酔者対応本部に搬送されているような人もいる。

細則について

(チ)他大学では飲酒に対するペナルティがあるせいでかえって救急車を呼びづらくなり死亡したというような例もある。ペナルティについてはどう考えているのか？

- ・ (禁酒細則を見て)飲酒している人や泥酔している人を見た周囲の人が、自分にもペナルティがかかることを恐れて通報を躊躇してしまうのではないか。
- ・ 事務局が見回りなどの対策をしているのでその例は当てはまらないのでは？

→厳しめのペナルティによってサークル内での声かけ等をより積極的に行っていたらと考えている。飲酒容認のままの状態で死者が出るリスクより隠れて飲んで死者がでるリスクの方が小さいと考えている。裏で飲んでいる泥酔者もいるにはいるが、グラウンドで騒ぎながら飲んで泥酔する人大半で、その人たちが減るので泥酔者が増えることはないと思われる。また、見回りにおいて発見が遅れるのは暗いのが主な原因。昨年度は18時以降禁酒だったことを考えると、禁酒で暗いという状況は去年と変わらない。表の泥酔者対応に今迄割っていた労力を、裏の巡回等に割く。巡回は例年以上に徹底的に行うので、全面禁酒が逆効果になることはないのではないかと。

(ツ) 罰則は京大生への適用が主だが、実際に問題を起こす者は他大学の者の方が多いのではないか？

→搬送者の7割は京大生であった。

宣言文・大学の態度について

(テ)「第61回11月祭における飲酒行為に関する宣言」の最終文「……全学実行委員会は、健全な11月祭の運営のため……」より「健全な」を削除(多義的・抽象的なため)。

(ト) ここで大学の介入に従うと、さらなる大学の介入を許すことになりかねない。

- ・ 大学が一方的に介入してきたことに対して宣言文に批判を盛り込むべきではないか。
 - ・ 自主的に決めたと言った上で、大学からの介入があったことを批判するべき。
 - ・ 付帯決議をするのはどうか？
 - ・ 大学から介入があったことを加えるのは、学生の主体性という観点から避けるべき。
 - ・ そもそも学生間にも飲酒を問題視する声はある。
- 付帯決議案等を作成し、提案する。

(ナ)付帯決議について、大学の介入が存在したこと、11月祭は学生の自主的・主体的なものであり介入は認められないことを加えたい。

- ・ 介入について、大学への敗北を意味するのでは。個別に宣言した方が良いのでは。
- ・ 表現を変えてもいいが、介入があったのは事実だ。
- ・ 経緯からしても、介入があったことを付帯決議に加えるべきだ。

(ニ)パンフレットに掲載するのか。

→宣言・付帯決議は掲載することを考えているが、詳細は不明。

(ヌ)大学の介入以前に主体的な飲酒対策の一環として全面禁酒の妥当性を考えるべき。

- ・ 大学というファクター抜きには考えられない。
- ・ 大学に折れてしまうのではなく、論拠をもって決めたい。

(ネ)できるだけ多くの人に参加できる場で大学へ発言の撤回を要求すべきではないか。このままでは大学の介入によって全てが変更されかねない。

- ・ 大学が撤回するとは思えない。

(ノ)全面禁酒にしなければならないという大学の論理を知りたい。

→飲酒による重大事案(死亡・傷害など)を防ぐことを目的としている。

事務局について

(ハ)事務局内の議論が不透明だ。事務局は結局大学に屈したのか。

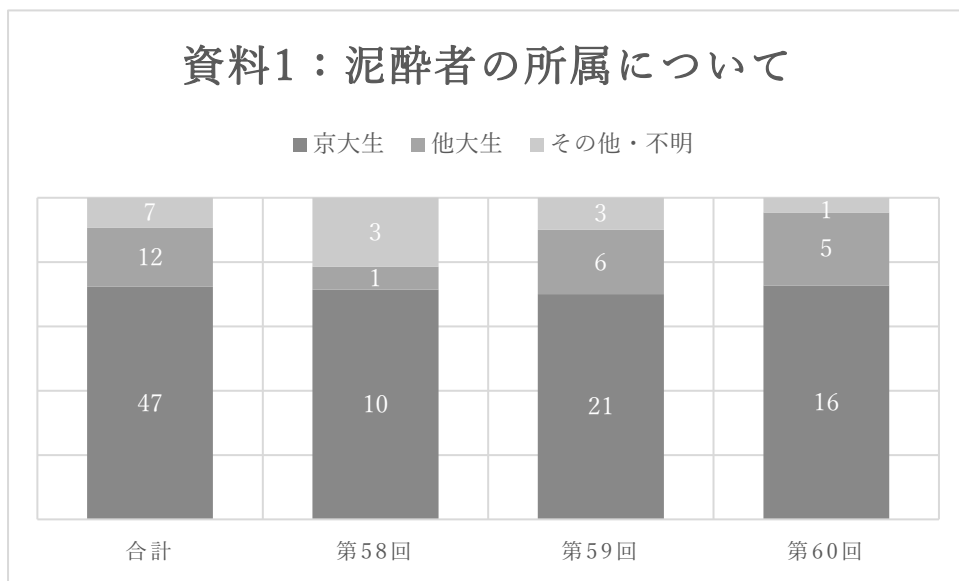
→最終的には自分たちで決定した。

(ヒ)昨年までの部分禁酒の効果に関する分析が足りない。

- ・ これまでの泥酔者増加に関する分析が足りないのに全面禁酒に踏み切るのはおかしい。
- ・ 規制を始めた一昨年からは、毎年11月祭後に総括の全学実行委員会を開いて分析しており、部分禁酒では効果がなかったとしたはずだ。

→第4回配布レジュメから抜粋。

資料 1：泥酔者の所属について



※泥酔者対策本部が対応を行った件数。11月祭事務局が把握しているもののみ。以下、すべての資料についても同じ。

資料 3：泥酔者の内、未成年であったもの

未成年者件数：9 件（確認できたもののみ。13.85%）

最年少者は 16 歳であった。

※資料は第 58 回、第 59 回、第 60 回 11 月祭における記録による

資料 4：泥酔者の発生時間

16 時台	3	4.55%
17 時台	7	10.6%
18 時台	7	10.6%
19 時台	13	19.7%
20 時台	12	18.2%
21 時台	10	15.2%
22 時台	6	9.09%
23 時台	2	3.03%
24 時台	1	1.52%
不明	5	7.58%
合計	66	100%

※資料は第 58 回、第 59 回、第 60 回 11 月祭における記録による

注：18時以降の全面禁酒を定めた第60回11月祭においては、全ての事例が18時以降であった。

(フ) 部分禁酒案について詳しく教えて欲しい

- ・ (飲酒問題に関しての)アンケート案について大学に意見を求めたのはなぜか。
→部分禁酒案は第4回配布レジュメから抜粋。アンケート実施は状況を打開しようとして考えた。当初はクラスを用いたものを想定していたため大学に意見を求めた。

部分禁酒案

- ①アルコールパスの発行
- ②酒類を販売する模擬店企画数の制限
- ③酒類の売り歩きの禁止
- ④販売可能な種類の形態を缶のみに制限
- ⑤15時からの酒類販売の停止及び、16時以降の全面禁酒
- ⑥酒類の持ち込み禁止
- ⑦販売するアルコールを10%以下に制限

その他

(へ)宣言を採択したところで、実際に飲んでいる人への具体的な対処や、その人に何かあった場合の責任の所在はどうなるのか。

→具体的な対処は細則に従う。責任の構造は複雑であり、その所在は明確化できないが、実際に飲酒事故が発生した場合には、事務局は大学・全学実と共に事態の収束を図る。

(ホ)全面禁酒の方向性の採決に関して、多数決を採用したい。

- ・ 反対理由があるなら議論を尽くすべきだ。
- ・ 「全面禁酒に反対だが、その場合グラウンドが使えなくなりNFが開催できなくなるから賛成に手を挙げるしかないのでは」という意見が出たが、この問題の本質は飲酒の是非ではなくNFのあり方そのものを揺るがす当局の介入であり、グラウンドが使えなくなっても自主的にNFをやる気概がないと反対に手を挙げてはダメだと思う。
- ・ 時間的な制約があり、決定しなければならないが、全会一致としてこれを決定したくない。
→多数決を取ることを拍手承認ののち、11:10で全面禁酒の方向性を決定。